

南山大学コンプライアンス室規程

(目的)

第1条 南山大学における各種の決定および手続が法令遵守、社会通念および南山大学の建学の理念に照らして公正に行われていることを担保するため、南山大学コンプライアンス室（以下「コンプライアンス室」という。）を置く。

(管掌事項)

第2条 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

- 1 大学の各組織におけるコンプライアンスの状況を把握すること。
- 2 コンプライアンス案件に係る通報を受け付けるとともに、通報に係る案件が他の委員会の管掌事項である場合には当該委員会にその処理を委ねること。
- 3 大学運営に関するすべての決定および手続を検証すること。
- 4 前号の検証、または大学の各部署からの諮問もしくは通報に関する相談に基づいて、これらに関係する部署に対して各種の決定および手続について助言、勧告を行うこと。
- 5 新たに作成される規程、契約および協定その他文書について、学長による決定の前に検証し、必要に応じてこれらを担当する部署に対して助言、勧告を行うこと。
- 6 第4号の勧告に係る決定および手続を行った部署から事後に報告を受けること。
- 7 他の委員会が第2号の通報に係る案件を処理した場合において、事後に報告を受けること。
- 8 大学構成員の意識向上を図るため、コンプライアンス研修を行うこと。
- 9 前各号に掲げる事項のほか、南山大学のコンプライアンスに係る事項について助言、勧告を行うこと。

(削除)

第3条 (削除)

(コンプライアンス室長等)

第4条 コンプライアンス室の責任者として、コンプライアンス室長（以下「室長」という。）を置く。

- ② 室長は、学長が指名する。
- ③ 室長の任期は、2年とする。
- ④ 室長は、次の各号に掲げる会議体にオブザーバーとして出席する。
 - 1 協議会
 - 2 将来構想委員会
 - 3 予算委員会
 - 4 自己点検評価委員会
 - 5 評議会
 - 6 入学試験委員会
- ⑤ コンプライアンス室に規程担当者1名を置くことができる。その場合の任期は2年とする。

(他の委員会との関係)

第5条 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる委員会から、委員会における決定および手続について報告を受けるものとする。

- 1 大学院委員会
- 2 大学院入学試験委員会
- 3 ハラスメント問題対策委員会
- 4 個人情報保護委員会
- 5 兼業審査委員会
- 6 研究審査委員会
- 7 学生委員会
- 8 教務委員会

② 前項第3号の委員会による報告は、重大なコンプライアンスに係る案件を扱う場合を除き、年1回行うものとする。

③ 第1項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号の委員会による報告は、その会議が開催されるごとに議事録の提出をもって行うものとし、同項第7号および第8号の委員会による報告は、協議会における報告をもって代えるものとする。

④ 第1項第3号の委員会は、苦情調査手続に入るべき案件が生じた場合には、当該手続に入る前に、室長に諮問するものとする。

⑤ 第1項から第4項の場合において室長は、各委員会に対して、コンプライアンスに係る意見を述べるとともに、コンプライアンス違反の可能性があると認める場合には、その是正を促すための勧告を行う。

⑥ 前項の場合において各委員会は、室長の意見および勧告を尊重するものとし、意見および勧告に係る案件の処理結果について事後に報告するものとする。

(事務局)

第6条 コンプライアンス室の事務を処理させるため、コンプライアンス室に事務局を置き、担当者は別途定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2019年10月1日から施行する。